

障害者（児）施設整備費補助金交付要綱

第1 趣旨

知事は、障害者（児）福祉の向上を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の規定に基づき、社会福祉法人等が行う施設整備に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては「社会福祉施設等施設整備費の国庫負担（補助）について」（平成17年10月5日厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱」（以下「国庫交付要綱（一般会計）」という。）、「社会福祉施設等施設整備費の国庫補助（東日本大震災復興特別会計）について」（平成24年5月17日厚生労働省発社援0517第12号厚生労働事務次官通知）の別紙「社会福祉施設等施設整備費国庫補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱」（以下「国庫交付要綱（特別会計）」という。）、「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」（令和5年8月22日こ成事第370号こども家庭庁長官通知）の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下「次世代交付要綱」という。）及び奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2 定義

この要綱において「基準額」とは、国庫交付要綱（一般会計）の別表1-2「算定基準」及び別表1-3「算定基準」、次世代交付要綱別表1-1「算定基準」、別表1-2「算定基準」及び別表1-3「算定基準」並びに国庫交付要綱（特別会計）別表1「算定基準」に定められた基準額をいう。

第3 補助の対象及び補助金の額

補助の対象及び補助金の額は、次のとおりとする。

| 交付の対象 | 補助金の額 |
|---|---------|
| 障害者総合支援法第79条第2項の規定により社会福祉法人等（※）が設置する障害福祉施設（障害福祉サービス事業所、居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所及び相談支援事業所）の施設整備 | 基準額以内の額 |
| 地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社 | 基準額以内の額 |

| | |
|---|---------|
| 会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人等。ただし、医療法人を除くものとする。)が障害者総合支援法第83条第4項の規定により設置する障害者支援施設の施設整備 | |
| 障害者総合支援法第79条第2項の規定により社会福祉法人等が設置する福祉ホームの施設整備 | 基準額以内の額 |
| 身体障害者福祉法第28条第3項の規定により社会福祉法人等が設置する身体障害者社会参加支援施設(補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。)の施設整備 | 基準額以内の額 |
| 児童福祉法第35条第4項の規定により社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人又は特例民法法人が設置する障害児入所施設の施設整備 | 基準額以内の額 |
| 児童福祉法第35条第4項の規定により社会福祉法人等が設置する児童発達支援センターの施設整備 | 基準額以内の額 |
| 児童福祉法第34条の3第2項の規定により社会福祉法人等が設置する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所の施設整備 | 基準額以内の額 |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)附則第7条の規定により社会福祉法人等が設置する地域移行支援型ホーム | 基準額以内の額 |

※社会福祉法人等とは、障害者総合支援法第79条第2項に基づき事業を実施する法人(社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等)とする。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 障害者(児)施設整備費県費補助金交付申請書(第1号様式)
- (2) 施設整備申請額内訳(障害者(児)関係施設)(別紙1)
- (3) 事業計画書(社会福祉施設等施設整備費補助申請事業者においては別紙2-1、次世代育成支援対策施設整備交付金事業者においては別紙2-2)

- (4) 歳入歳出予算書（見込書）抄本
- (5) 暴力団排除に関する誓約（別紙9）
- (6) その他知事が必要と認める書類

第5 補助金の交付の決定

知事は、第4の書類を受理した場合において適正と認めたときは、補助金の交付の決定を通知するものとする。

第5の2 交付決定前着手届

申請者がやむを得ない事由により前条の規定による交付の決定を受けないで、補助対象事業に着手しようとするときは、補助金交付決定前着手届（第9号様式）を知事に提出しなければならない。

第6 申請の取下げ

第5の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者（以下、「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同条の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第7 交付の条件

この補助金の交付の決定には次の条件が付されるものとする。

- (1) 整備事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金提供を受けてはならない。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄附金を除く。
- (2) 整備事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。
- (3) 他の補助事業と併せて補助を受けようとするときは、事前に知事と協議を行わなければならない。
- (4) 整備事業を行うための建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (5) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (6) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (7) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定

による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入れ控除税額」という。)が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書(社会福祉施設等施設整備費補助事業者においては第2-1号様式、次世代育成支援対策施設整備交付金事業者においては第2-2号様式)により、速やかに知事に報告しなければならない。

また、知事は前記による報告があった場合には、その報告内容により仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (9) 知事の承認を受けて財産を処分し、収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を県に納付すべきことと命じることがある。
- (10) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化法施行令(昭和30年政令第255号。次号において、「令」という。)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。
- (11) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣又はこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

第8 変更の承認の申請

補助事業者は、次について変更しようとする場合障害者(児)施設整備費補助金事業内容変更承認申請書(第3号様式)及びその他知事が必要と認める書類それぞれ2部を知事に提出し、その承認を得なければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更をする場合
- (2) 補助事業の内容のうち、建物の規模又は構造(施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。)、建物等の用途、入所定員又は利用定員

第9 補助金の概算払

知事は、補助金の交付の決定をした場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で概算払をすることができる。

2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、次に掲げる書類2部を知事に提出しなければならない。

- (1) 概算払請求書（第4号様式）
- (2) 請求金額内訳書（出来高調書）（別紙3）
- (3) 出来高検査報告書（別紙4）
- (4) その他知事が必要と認める書類

第10 指示及び検査

知事は、補助金の交付の決定を受けた者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

第11 状況報告等

補助事業者は、交付の対象となった整備事業に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（第5号様式）により工事に着工した日から7日以内に知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、工事進捗状況報告書（第6号様式）により、毎年度12月末日現在の状況を翌月10日までに知事に報告しなければならない。

第12 完了実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了した日から20日を経過した日（事業の廃止承認を受けたときは、当該承認通知を受理した日から20日を経過した日）又は補助金の交付のあった年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類2部を知事に提出しなければならない。

- (1) 障害者（児）施設整備費県費補助金事業実績報告書（第7号様式）
- (2) 施設整備精算額内訳（障害者関係施設）（別紙5）
- (3) 事業実績報告書（社会福祉施設等施設整備費補助事業者においては別紙6-1、次世代育成支援対策施設整備交付金事業者においては別紙6-2）
- (4) 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- (5) 契約書の写し及び検収調書（又はそれに代わるもの）の写し
- (6) 竣工検査報告書（別紙7）
- (7) その他知事が必要と認める書類

第13 補助金の確定及び交付

知事は、第 12 の規定による書類を受理した場合において、その内容を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（第 8 号様式）及び請求金額内訳書（出来高調書）（別紙 8）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第 9 第 1 項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

第 14 交付決定の取消し等

知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 7 の規定に違反したとき。
- (2) 第 8 の規定に違反したとき。
- (3) 第 10 の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

第 15 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 5 月 30 日から施行し、平成 9 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行し、平成 11 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、平成 13 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 9 月 26 日から施行し、平成 15 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 3 月 1 日から施行し、平成 18 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 1 月 1 日から施行し、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 12 月 1 日から施行し、平成 20 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 11 月 1 日から施行し、平成 21 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 12 月 28 日から施行し、平成 24 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 8 月 16 日から施行し、平成 25 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 18 日から施行し、平成 27 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 8 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行し、令和 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年度分の補助金から適用する。